

令和8年度 せいらう幼稚園 園児募集要項

1 せいらう幼稚園では

小学校入学前の幼児に「幼稚園教育要領」のねらい及び内容に基づく教育を行い、小学校への円滑な接続に向けて、一人ひとりの個性や発達、興味・関心を大切にしながら「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の3つの力を高めています。

日々の保育の充実に努めるとともに、外部講師による専門的な教育活動や地域と連携した活動を積極的に取り入れ、様々な経験を通して子どもたちの豊かな心と健やかな体を育てています。

2 教育（通常保育）と預かり保育について

内 容	利用日、利用時間	保育料
幼 児 教 育 (通常保育)	月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後3時	無料
預かり保育 (必要な方)	月曜日～金曜日：午前7時～通常保育時間開始 通常保育終了時間～午後7時 土曜日、春・夏・冬休み：午前7時～午後7時	有料

3 入園資格

(1) 幼児及び保護者が聖籠町に在住（住民登録）していること。

(2) 幼児の年齢が、入園時点で3歳の誕生日を迎えていること。

※お子さんが3歳の誕生日を迎えた日から次の4月を待たずに入園できます。

4 入園申込受付

(1) 申込期限

入園希望日の2週間前までに申込み

(2) 申込場所

せいらう幼稚園

(3) 申込方法

せいらう幼稚園で願書を受け取り、必要事項を記入の上、せいらう幼稚園へ提出してください。（受取・提出時間：平日の午前8時30分～午後5時）

5 入園決定

親子で面談を行い、入園を決定します。

なお、入園を希望するお子さんの発育、発達によっては、入園時期についてご相談させてもらう場合があります。

6 給食

月額 4,700 円（1 食あたり 261 円）

7 毎月の経費

給食費のほか、学級費や教材費、愛児会費等を納入いただきます。

8 預かり保育料について

保護者の就労等により、通常保育時間外の利用をご希望する場合には、申し込みが必要です。

ご希望の利用時間に応じて下記の料金区分を選択することができます。

保護者の就労等により保育の必要性が認められる場合は、預かり保育料の無償化の適用を受けることができます。この場合は、下記の保育料をお支払いする必要はありません。

料金区分	利用時間	保育料（月額）	
		平日	8 月（夏期休業期間）
1	8:30～15:00	無 料	4,000 円
2	<u>7:00</u> ～15:00	500 円	4,500 円
3	8:30～ <u>19:00</u>	1,500 円	5,500 円
4	<u>7:00</u> ～ <u>19:00</u>	2,000 円	6,000 円
・一時預かり ・土曜日預かり ・長期休業日 （8 月除く）	平日における上記料金区分 外の利用（一時預かり）、土 曜日、長期休業日（8 月除 く夏季・冬期・春期休業日）	① 4 時間未満 200 円/日 ② 4 時間以上 7 時間未満 300 円/日 ③ 7 時間以上 400 円/日	

9 幼保無償化について

国の制度や町独自の制度により、下記のとおり保育料や給食費の支援があります。

通常保育料	無料（平日の午前 8 時 30 分～午後 3 時）
預かり保育料	3 歳児～5 歳児 ・保育の必要性の認定を受けることで世帯の所得状況にかかわらず、 （450 円※¹×預かり保育利用日数）を毎月の上限として無償化の対象となります。 満 3 歳児（3 歳の誕生日から次の 3 月 31 日までの間） ・非課税世帯であり、保育の必要性の認定を受けることで、 （450 円※¹×預かり保育利用日数）を毎月の上限として、無償化の対象となります。 <u>無償化の適用を受けるには、申請が必要です。</u> <u>せいらう幼稚園で申請手続きをお願いします。</u> （※ 1）令和 8 年 10 月から 490 円に変更
給食費の支援	副食費の免除（申請手続きなし） ・年収 360 万円未満相当世帯のすべての園児及び中学 3 年生までの範囲で第 3 子以降にあたる園児の副食費用（おかず・牛乳等）が免除となります。 ・免除の対象となる方へは入園後にお知らせします。 主食費の支援（申請手続きあり） ・中学 3 年生までの範囲で第 3 子以降にあたる園児（満 3 歳児除く）は、主食費の補助をしています。 ・申請時期は町広報などでお知らせします。

10 お問合せ先

入園や園に関すること・・・・・・・・・・せいらう幼稚園 0254-27-5015
 （聖籠町大字蓮潟 2890 番地 2）
 給食費や幼保無償化に関すること・・・聖籠町子ども教育課 0254-27-2111
 （聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4）